

開会の辞で挨拶をする道垣内代表理事



シンポジウムには、多くの人々が参加した。



ロンドンオリンピック・パラリンピックにおける ドーピング防止活動等を話すJonathan Harris氏



ドーピング防止活動について熱心に説明するJonathan Harris氏



パネルディスカッションのコーディネーターの早川氏



パネルディスカッションでは「スポーツ振興におけるソフト面のインフラの重要性」 というテーマで活発な議論が行われた



自身のドーピング検査の経験等を話すパネリストの秋山氏



イギリスのスポーツ仲裁機関での研修等を話すパネリストの宍戸氏



WADAでの経験等を話すパネリストの山本氏



CASでの経験等を話すパネリストのDavid Casserly氏



パネルディスカッションは時間が足りないほどの盛り上がりを見せた。



シンポジウム出演者の集合写真



ジョナサン・ハリス氏 Jonathan Harris

ロンドンオリンピック・パラリンピック組織委員会 アンチ・ドーピング部門責任者

> Head of Anti-Doping, London Organising Committee of the Olympic and Paralympic Games (LOCOG)

Jonathan is the Head of Anti-Doping for the London Olympic Games and Paralympic Games. Jonathan has been working for the London Organising Committee of the Olympic and Paralympic Games (LOCOG) since late 2007, developing the plans and recruiting and training over 1,000 team members that will collect 5,000 samples at the Olympic Games and 1,250 at the Paralympic Games. Prior to joining LOCOG Jonathan was responsible for anti-doping at the International Tennis Federation which applied a comprehensive anti-doping programme at all events sanctioned by the ITF, ATP and WTA.

ジョナサン・ハリス氏は、2007年よりロンドンオリンピック・パラリンピック組織委員会(LOCOG)のアンチ・ドーピング部門の責任者となった。オリンピック大会で5000検体及びパラリンピック大会で1250検体を採取するための計画を策定し、そのために必要となる1000名を超えるドーピング防止チームのメンバーを集め、彼ら/彼女らのトレーニングを行ってきた。LOCOGへの参画前には、国際テニス連盟(ITF)において、ITA、男子プロテニス協会(ATP)及び女子テニス協会(WTA)が公認する全ての大会における包括的に適用されるドーピング防止プログラムの責任者であった。

パネリスト

秋山 里奈 氏 Rina AKIYAMA

ロンドンパラリンピック・競泳金メダリスト、 明治大学大学院法学研究科博士前期課程在学中

1987年11月26日生まれ。神奈川県伊勢原市出身。 3 歳から水泳を習い始める。アテネパラリンピック大会 100m背泳ぎで銀メダルを獲得。2007年には同種目で世界記録を更新するも、北京パラリンピック大会では自由形しか実施されなかったため、50m自由形で 8 位入賞。ロンドンパラリンピック大会100m背泳ぎで金メダル獲得。 $50\cdot100$ m背泳ぎでは世界記録、100m平泳ぎではアジア記録を保持。大学院では刑法を研究している。



宍戸 一樹 氏 Kazuki SHISHIDO

弁護士、日本ドーピング防止規律パネル委員、 元JSAA理解増進事業専門職員

1977年生まれ。岩手県盛岡市出身。1999 年東京大学法学部卒業後、2000年10月弁護士登録(第一東京弁護士会)。国内法律事務所勤務を経て、2005 年に弁護士法人キャスト糸賀(現弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所)に参画し、2006年より同事務所パートナー。

専門は企業法務、国際商取引。2007年の日本ドーピング防止規程の改訂に関与し、その後日本ドーピング防止規律パネル委員(現任)として、数多くのドーピング紛争仲裁事件に携わるほか、昨年度は一般財団法人日本スポーツ仲裁機構理解増進事業専門職員を務め、英国のスポーツ仲裁機関での研修を行った。



山本 真由美 氏 Mayumi Ya-ya YAMAMOTO

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 企画・IR室シニア・マネージャー

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 企画・IR 室シニア・マネージャー。世界アンチ・ドーピング機構・本部(カナダ・モントリオール)にて勤務。「標準・調和部(Standards & Harmonisation)」でマネージャー、国際競技連盟や国内アンチ・ドーピング機構のプログラム発展のサポートとモニタリングをする。英国ラフバラ大学博士(専門はスポーツ政策・政治学)。一般財団法人嘉納治五郎記念国際スポーツ研究・交流センター・リサーチャー。ラフバラ大学 オリンピック・スタディーズ研究所(the Centre for Olympic Studies & Research、COS&R)・客員研究員。オリンピック教育プラットフォーム(the Centre for Olympic Research & Education、CORE)アドバイザー。



デヴィッド・キャセリー 氏 David CASSERLY

法廷弁護士(アイルランド、イングランド及びウェールズ)、 弁護士(ニューヨーク州)

David Casserly is a barrister, based in Lausanne, specialising in the areas of sports law and international arbitration. Mr Casserly previously practised with Sherman & Sterling in Paris and with Lévy Kaufmann-Kohler in Geneva. He was also the senior Legal Counsel and the Head of Mediation at the Court of Arbitration for Sport in Lausanne.

Mr Casserly has represented some of the world's largest sporting organisations in arbitration and litigation proceedings, including FIFA, UEFA and the IRB. This summer, he acted as parties' counsel in cases at the UEFA EURO 2012 football tournament and the London 2012 Olympics (CAS ad hoc Division).

He is an accredited mediator and a Fellow of the Chartered Institute of Arbitrators and regularly sits as an arbitrator or mediator, as well chairing anti-doping tribunals. He also lectures on sports law and international arbitration in Ireland, Spain and Switzerland.

キャセリー氏はローザンヌを拠点とし、スポーツ法や国際仲裁を専門とする法廷弁護士である。パリのシャーマン&スターリングやジュネーブのレヴィ・カウフマン・コーラーにて経験を積んだ。

キャセリー氏は国際サッカー連盟(FIFA)、欧州サッカー連盟(UEFA)及び国際ラグビー協会(IRB)を初めとして世界でも最大級のスポーツ組織を代理して仲裁や訴訟を行った。今夏にはUEFA EURO2012 選手権大会に関連する案件やロンドンオリンピック期間中に設置されたスポーツ仲裁裁判所(CAS)臨時仲裁部の仲裁案件において代理人としての活動を行った。

キャセリー氏は英国仲裁人協会(CIArb)の公認調停人、フェローであり、ドーピング防止規律パネルにおけるパネリストも含め、仲裁人あるいは調停人として活躍している。また、アイルランド、スペイン及びスイスにおいてスポーツ法や国際仲裁の講師の経験も豊富である。



早川 吉尚 氏 Yoshihisa HAYAKAWA

立教大学教授、JSAA仲裁人候補者、 日本ドーピング防止規律パネル委員

1996 年東京大学大学院法学政治学研究科博士課程満期退学。1996 年立教大学に奉職以降、2005年から同教授および同大学院法務研究科教授(現在に至る)。海外においても、米コロンビア大学、米コーネル大学、英ロンドン大学、オーストラリア国立大学などで研究・教育活動に従事。専門は国際私法・国際民事手続法・ADR。著書として『ADRの基本的視座』、『国際私法』等。スポーツ関連では、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構仲裁人団副幹事、同スポーツ仲裁法研究啓発活動委員会委員長。JSAA仲裁人として、JSAA-AP-2005-001号事案(ローラースケートフィギュア)、JSAA-AP-2011-001号事案(馬術)の仲裁人を務めている。また、日本ドーピング防止規律パネル委員、国際ラグビー連盟ドーピング規律パネル委員としても、数多くのアンチ・ドーピング事件において仲裁人を務めている。

主催:一般財団法人日本スポーツ仲裁機構 (JSAA)

後援:文部科学省、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本障害者スポーツ協会、

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構、日本スポーツ法学会、特定非営利活動法人日本オリンピアンズ協会、

一般社団法人日本パラリンピアンズ協会

協賛:株式会社アシックス、株式会社デサント

協力:立教大学ビジネスロー研究所、立教大学ウエルネス研究所



はじめに

道垣内正人 (一般財団法人日本スポーツ仲裁機構 代表理事 (機構長))

今回のシンポジウムは、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構(以下、「JSAA」という。)として、第9回となる。設立からもう9年になるということである。この間、スポーツ仲裁をめぐる環境はずいぶん変わったように思われる。ISAAの活動もしだいに知れわたり、相談・申立て等が増えてきている。

さらに、スポーツ基本法が2011年に施行されたことにより、スポーツ仲裁に対する関心が、増すことが予想される。スポーツ基本法には、スポーツ紛争の円滑な解決について、政府がそれを支援し、スポーツ団体もその努力をするという規定が盛り込まれた。今後、スポーツ紛争の解決に、日本国として力を入れていくのだと理解している。

また、2020年のオリンピック・パラリンピック招致に立候補しており、スポーツに対する国民の関心もますます高くなっていくのではないかと思う。

今回のシンポジウムについては、スポーツ振興くじ助成事業(toto)からの助成を受けており、協賛として株式会社アシックス及び株式会社デサントから支援をいただいている。そのほか、後援・協力の各団体には大変お世話になっている。

今後とも JSAA を宜しくお願い致します。

Jonathan Harris(ロンドンオリンピック・パラリンピック組織委員会 ドーピング防止活動責任者)

1 ドーピング防止活動の内容

ドーピング防止活動は、分析に関する活動(ドーピング検査室や検体収集等)と分析以外の活動 (情報共有や家宅捜索等)がある。両者は、関連 する問題であるが独立の問題である。

2 ドーピング防止活動総論

(1) 分析に関するドーピング防止活動

今回のオリンピック・パラリンピックで、約 6,000検体を採取した。オリンピックでは当初 4,500ぐらいの検体数を予想したが、実際に採取 したのは4,770検体だった。他方、パラリンピッ クでは、約1,250検体を採取した。北京オリンピ ック・パラリンピックに比べて大幅に増加した。 それに伴い、多くのスタッフが必要となり、オリ ンピックでは926名のスタッフが実際に検体の採 取に当たった。ドーピング検査員については、国 内の検査員では足りなかったため、全世界から協 力を仰いだ。日本からは5名の検査員の方にご協 力いただいた。改めて、JADAに心より感謝申し 上げる。パラリンピックでは、320名のスタッフ が検体の採取に当たった。日本からの検査員の方 には、パラリンピックにおいても引き続き仕事を していただいた。

このように、たくさんの増員が必要だったのは、競技会場が分散されていたからである。オリンピック期間中には、競技会場に40のドーピング検査室を設けた。他方、パラリンピックでは、22の検査室を設けた。分析機関はロンドンにもあり、通常年間で約6,000検体を分析していたが、オリンピック及びパラリンピックでは、6,250検体を6週間という短期間で分析する必要があったため、従来の人員では足りなかった。そこで、グラクソ・スミスクライン(以下、「GSK」という。)という製薬会社から機材も含めて協力してもらった。さらに、ロンドン大学キングスカレッジにも委託した。GSKはスポンサーであり、2,000万ポンド以上を現物支給で協力いただいた。

(2) 分析以外のドーピング防止活動 情報共有

まず1つは、警察、国境局、その他関連機関との間の双方向での情報共有である。共有されたドーピングに関する情報を精緻に分析し、標的を絞った形でドーピング検査を行うためである。検査の効率を上げるためには、むやみにやるのではなく、対象を絞ってやることが一番であるからだ。

イギリスには、医薬品庁(Medicines and Healthcare products Regulatory Agency, MHRA)というものがある。現場調査などもやっており、警察の協力者的存在である。医薬品庁は、警察が家宅捜索をするときに、ドーピング防止のための検査官を同行させ、家宅捜索で何か見つかったら、それを記録して、共有し、作業する。そこに、ロンドンオリンピック・パラリンピック組織委員会(以下、「LOCOG」という。)、国際オリンピック委員会(以下、「IOC」という。)、もしくは国際パラリンピック委員会(以下、「IPC」という。)も参加する。

収集された情報には、様々なものがある。競技者の名前、単なる噂にとどまるものもあるし、チーム全体に関する情報の場合もある。もし公共の当局が情報をつかむことになったら、LOCOG、IPC、IOCに伝わる。そして、これらの情報を分析・精緻化して、標的を絞った形で検査をやる。

家宅捜索 (トリノオリンピックでの成功例から)

近時のドーピングは、その方法がとても巧妙になってきているため、競技者から採取した尿検体や血液検体を分析するという方法では、検出できないという問題がある。そのため、ドーピングの現場を押さえドーピング防止違反を立件する必要が生じた。そもそも私がLOCOGにかかわるようになったのは、IOCから、警察と国境局の人たちとのミーティングを設定してほ

しいと依頼を受けたからだ。分析以外のドーピング防止活動について検討したいということだったので、そのときに「この件はとても大変なことになるな」と思った。

ミーティングにおいて、IOCは、2006年のト リノの冬季オリンピックで、家宅捜索を成功さ せたことを思い出してほしいと言った。オリン ピックでは、選手村に泊まらず個人で宿泊場所 を手配する競技者がいるが、そこでドーピング が行われているらしいという情報が入ってき た。しかし、オリンピック村の外の出来事であ るということで、IOCとしては、その家に踏み 込むことはできなかった。イタリアの警察にも ドーピングに関する情報が入った。イタリアで は、ドーピングは刑事犯なので、警察はIOCと 一緒に、その宿泊所に踏み込み、証拠を見つけ た。それは、とても高度なドーピング事例で、 ヘモグロビン・エミッターという高度な装備を 使ったものだった。これを使って、競技者は、 血液について値を測定・調整することができ る。細かく調整できるので、絶対検出できない。 したがって、警察が機材等の証拠を押さえない 限り、立証することができない。つまり、そこ に踏み込まなければ、不正なことをしている競 技者を絶対捕まえることができなかったのであ る。積極的に警察と協力ができたので、この競 技者を出場停止にすることができたのである。

ロンドン開催のための3つの要素

IOCは、熱心にロンドンでも同じことをやりたいと考えていた。IOCは、コペンハーゲンの会議で、すでに断言していた。「今後、オリンピック開催地は、警察とその他関連当局との間で情報共有できないと困る。また、警察は十分に家宅捜索ができないと困る。」と。そして、より詳細かつ豊富な情報を出すようにわれわれに求めていたが、明確な答えをすることができなかった。IOCはそのときすでに、非常に熱心に、捜査能力や情報共有能力を持った開催地を望んでいたということである。

イタリアではドーピングが刑事犯であったので、警察は正当な権限に基づき家宅捜索をする ことができた。しかしながら、イギリスは、ド ーピングは刑事犯でないため、家宅捜索はできない。最初のIOCとの会合で、「ロンドンでの開催について、IOCの期待を満たせない。」と言った。そこには3つの要素が絡んでいた。

1つめは、情報収集である。違法薬物でない場合、イギリスの警察は当該情報を記録さえしない。例えば、警察が街を歩いている人を呼び止めたところ、偶然、ステロイドを見つけた場合、ステロイドは違法薬物でないため、警察は記録を残さない。したがって、イギリスで最初に警察が情報を集める場合、その薬物又はその情報が違法薬物でないと話が始まらない。

2つめは、情報共有である。警察が情報を持っている情報を他の機関と共有することである。2012年のLOCOGは私的機関であり、公的機関ではなかったので、警察と情報共有できるのかという問題があった。

3つめは、家宅捜索である。これは、最初からとても大きな問題だった。警察が最初から「イギリスにおいては、ドーピング防止活動としての家宅捜索はできない。」と言っていた。

3 分析以外のドーピング防止活動について

(1) 情報共有

UKADとの連携

2007年当時、ドーピング防止活動は、UKス ポーツの管轄であった。UKスポーツの管轄は、 競技者のトレーニングからチーム結成、栄養管 理や健康管理に至る事項や、ドーピング防止も 入っており幅広いものであり、利益相反が起こ るのではないかと危惧する人もいた。すなわ ち、1つの組織が、一方で競技者のパフォーマ ンス向上に責任を持つと同時にドーピング防止 にも責任を持つことはおかしいのではないかと いう問題である。そこで、オリンピック・パラ リンピックの開催に際し、情報共有が行えるよ うにするため、UKスポーツはドーピング防止 活動の権限を放棄し、UKアンチ・ドーピング (以下、「UKAD」という。) を新設した。そう することによって、利益相反の問題を克服し たUKADは、警察や国境局の信任も得たため、 十分な情報共有ができた。当初警察や国境局は、 UKスポーツのような大きい機構に対しては情 報を提供できないと考えていたが、UKADが 国の制度に埋め込まれたことで、警察も十分情 報を共有しようとなったのだ。そこで直ちに、 情報共有に関する覚書を、警察、国境局、英国 医薬品庁(MHRA)などと結んだ。

そして、これを皮切りに双方向で情報の共 有が行われることになった。国境局から警察 が重大な組織犯罪関係の情報を得た場合、そ の中からドーピング防止関係の情報を選別し てUKADと共有し、その結果、UKADが行動 するかどうかを判断できるようになった。他 方、UKADに持ち込まれた情報も、警察に伝 えられる。もっとも、警察に入ったすべての情 報が自動的にUKADと共有されるわけではな いし、そもそも、それは現実的でない。したが って、警察においても、ドーピング防止活動関 係で共有が必要とされる情報について勉強して もらい、当該情報をUKADに回してもらえる ようにした。もっとも、刑事訴追手続が進んで いる場合、その訴追手続きが完了するまで情報 はUKADに入ってこない。リークなどがあっ て、訴追手続に悪影響が出てはいけないからで ある。LOCOGとしても、政府やUKADのサポ ートを受け、既存のUKADのチャネルを使い、 重要な情報を得ることができるようになった。

情報保護の問題

もっとも、イギリスには厳しい情報保護法制の存在という困難な問題があった。UKADは私的な組織という形態を取っているが、広く言えば政府の一部である。他方、LOCOGは、私的組織で公的な組織ではない。したがって、理論的には、IOCも含めLOCOGとしては、UKADから来る情報を本来受け取ることができなかった。しかし、私も含めて様々な人たちが、バックグラウンド・チェックをされ、セキュリティーをクリアした結果、情報を共有することが許された。私は調べられても別によかったが、DCO(ドーピング・コントロール・オフィサー)などには嫌だなと思っていた人もいるだろう。

また、情報共有の範囲を組織内に限るということを守れるかどうかも問題になった。なおかつ、IOCとLOCOGで共有される情報について

は、その範囲を国内に限るということである。 LOCOGはイギリスの組織だが、IOCはジュネーブ設立の組織だから問題がある。警察や外務省は情報を国外に出すことに反対した。また、国際競技連盟もそれぞれ、様々な国に本拠地をもっているわけで、情報の共有範囲で複雑になった。そのような未決の問題も残り、100%完ペきに解決できたわけではないが、最終的には本当に必要性が生じた時に対応できるような形まで持っていくことができた。

(2) 家宅捜索

難航する作業

先ほど述べた通り、警察は最初の会合で、刑事犯でないと家宅捜索は無理だと言っていた。そこで、政府と会合を重ねた結果、選択肢としては、法律を改正するか、既存の法律の抜け道を探すかのどちらかしかなかった。そして、イギリス政府としては、法改正はしないと決定した。しかし、その時点で4年半後にオリンピックが迫っていた。私がドーピング防止活動責任者になった5年前の段階では、議論が机上に乗ってすらなく、ゼロから始めるしかなかった。そこで、すでにJADAという独立したドーピング防止機関が出来上がっていた日本のすばらしい功績を参考にさせていただいた。

そして、イギリス政府は、「法律改正はしないが、サポートはする。」と言った。イギリスでは「家はお城」なので、むやみに踏み込んで捜索するということはできない。そこで、捜査の責任を警察署長に集中させることになった。その後、薬とスポーツに関するワーキング・グループが作られ、1年に3、4回ぐらい集まっていた。専門家や国境局の代表、医学や厚生関係、さらには諸官庁、マスコミの人も来ていた。そして、かなり長い時間をかけて、既存の法律もさらった。今でも覚えているが、一時すべての関係省庁が一部屋に集まり、適用可能な法律・条文についてブレインストーミングをやって、アイデアを全部書き留めたこともあった。それを土台として、作業が進んで行った。

ベストな解決策は、不正法や詐欺法かなと思った。しかし、それにも懸念があった。既存の

法律では、ずばりドーピング防止に適用できるものはなかったのだ。イギリスでは、商業全体の詐欺を取り締まる詐欺防止法みたいなものがあって、これは少しひねれば使えるかなと思い、他の法律も参考にしながら討議を行った。

2つの法律への着目

すると、イギリスの2つの関連法規は、WADAの禁止物質リストをカバーしていた。1つは、薬物不正使用防止法だ。コカイン・マリファナなどを使ったらいけないというものだ。その中には、細かく見ると禁止物質としてほかの物質も入っていた。これにステロイドを付け加えたらいいじゃないかとの話になった。

イギリスでは、ステロイド使用時の注射針の 使い回しが大きな問題になっていた。イギリス の若者は、スポーツの成績を上げるためだけで はなく、体型等のルックスを良くするためにス テロイドを使っていた。そこで、警察も興味を 持つようになってきた。オリンピック・パラリ ンピックとは関係なしに防止しようという風潮 がもうすでにあったのだ。そこで、薬物不正使 用防止法を改正し、ステロイドを不正使用禁止 対象品目に加えた。

それによって、情報収集についても影響があった。警察がステロイドを見つけた場合には、 当該情報を共有できるようになった。UKAD のところにメカニズムはできていたので、それ を通して情報が入ってくるようになった。

もう一つ、医薬法がある。これは興味深いものであった。これは、麻薬の密売に関するものである。医薬品の流通を制限するものだ。登録した薬局を通してのみ、もしくは医師を通してのみ流通が許される。これを使えば、禁止物質をカバーできると思った。

家宅捜索の必要性

ただ、それらの法律では、血液ドーピングには対処できない。今は、血液ドーピングをするようになっている。シーズンオフの時に自分の血液を採取しておいて、実際に競技が近づいてきたら、それを使うというわけである。その血液は抗体的な働きをするということで、検査し

ても何もでない。

競技者は、マイクロ・マネジメントを得意とする人たちである。ベースラインを設定すると、競技者のバイオロジカル・パスポートを見たとしても検出不可能ということになってしまうので、血液ドーピングへの対処は、とで警察だ。私にとっても、政府にとっても、警察にとっても、クリーンなゲームをやりたい。イギリスにおけるスポーツの評判も守らなければならない。しかし、血液ドーピングを有効に検出する方法はなく、それゆえ、不正をした競技者が無罪放免になってしまうが、それは許されない。だから結局、家宅捜索の権限が必要だということになった。トリノの場合は、警察が家宅捜索をすることができたので、血液ドーピングも検出することができた。

私と政府の間で意見が分かれていたが、家宅 捜索の導入に関してとりあえず前進させ、なん とか解決策を見出そうということになった。

家宅捜索導入の契機

大きな突破口が開かれたのは、昨年2011年夏 である。クリケットはイギリスやインドでは1 番人気のスポーツであるが、2005年に悪名高い 事件があり、スポーツをめぐるギャンブルに関 する規制が強化された。すなわち、南アフリカ でクリケットの有名な大会が行われた際、南ア フリカ対イギリスの試合で、南アフリカが楽勝 と予想されたが実際には逆転負けした。そのた め、イギリスが勝つと予想した人が大もうけを したのだが、これが発端となり、事件性が疑わ れて捜査された。そして、大きな不祥事が明ら かになり、対策措置が講じられた。捜査班も作 られて、制裁も課せられるということになった。 さらに、2011年に、パキスタン人のクリケット の選手達が、八百長により有罪判決を受けた。 その際に初めて警察が動き、スポーツの試合で 起こったことについて捜査が入った。これを受 けてイギリスのマスコミが大騒ぎしたことによ り、流れが変わった。

これが大きな契機になり、もう1回じっくり と検察・警察と議論を行った。オリンピック・ パラリンピックは注目度が高く、不祥事件があ ったら大変だと。そして、ようやく検察・警察 も同意して、詐欺法を使い、前提条件として強 い証拠があれば、家宅捜索を可能にする方針に なった。

もう一つ、政府はLOCOGと警察が家宅捜索をする際に、競技者の宿泊所にむやみに踏み込んでいくと、イメージダウンになるのではないかと恐れていた。もちろん、LOCOGも対象でない家を捜索してしまうことに対しては懸念を有していた。しかしながら、最終的に、政府は、LOCOGがしっかりとやるのであれば、喜んでサポートするということになった。

4 賭博とドーピング防止

最後に、賭博の話をする。賭博における不正と ドーピングは、競技の結果に影響を与えようとす る点で共通する。そこで、同じような法的な考え 方をすることができるわけだ。

イギリスに賭博委員会というものがある。常任

の委員会であり、これは賭博を取り締まるために、 2005年にできたもので、独立した非省庁公的機関 と呼ばれているものである。そういった意味では UKADと同じ位置づけの機関である。LOCOGと IOCは、賭博委員会、そして警察と合同評価ユニ ットを作り、それを利用して、情報を共有した。 IOCはオリンピック・パラリンピックが近づくに つれて、賭博もしくはスポーツ賭博が、オリンピ ック・パラリンピックにとって、ドーピング防止 と同じぐらい大きな脅威となってきていると考え るようになり、テロと同じぐらい大きな脅威だと も考えるようになった。そこで、合同評価ユニッ トを作りスポーツ賭博についても、ドーピング防 止と同様、関係機関の間で受け取った情報を共有 したのである。もうすでに賭博委員会はできてい たので、既存のメカニズムを使って情報が流れる ようにしたという点では、先ほどのドーピング防 止と同じといえる。

質疑応答

質問者 A: LOCOGと警察・検察の連携についての話があったが、税関との協力体制はどのようなものがあったか、教えていただきたい。

Jonathan Harris:税関組織とも協働した。税関 当局と直接連絡を取った時もあったが、チャネル やメカニズムはUKADのものを使った。

質問者B:関係機関での情報共有について、日本の場合、法律の問題もあり、なかなか難しいのかなと感じている。イギリスでは、そのような問題があったのか。もし、あったのであれば、どのようにしてクリアしたのか。

Jonathan Harris:われわれが情報を持っていた場合もあり、それをぜひ、関係機関と共有したいと思った。たとえば、競技者の到着・出発に関する情報も、何日の何便に乗ってやってくるというような精緻な情報をアスリートごとにLOCOGでは持っていた。

このような情報は、WADAやUKADと共有できればよかった。そうすれば、競技種目が始まる前に検査もできた。しかし、その情報がわれわれの手にあった時には、ドーピング防止のことまで頭が回らなかった。到着と出発日のことしか、考えていなかった。

質問者B:捜査機関などが持っていた情報をLOCOGが、実際もらうことはあったか。それは、日本の法律上非常に問題があると思うが、イギリスの場合は、問題があったのか。あったならば、どのようにクリアしたのか。

Jonathan Harris:結局オリンピック・パラリンピックの期間中そのような実例がなかった。

質問者C: 2つ質問がある。①オーストラリアのドーピング防止機関は、情報を捜査当局からもらって、共有することができる。そして、刑事犯の捜査が進行中でも情報を共有してもらえるという

ことになっている。ドーピング防止機関が政府の機構の一部だからである。でも、トリノオリンピック・パラリンピックの時でも、実際に刑事捜査が始まってしまうと、その捜査が終了しないことには当該情報は共有できなかったと思うが、それについて解決策はあるか。オリンピック期間中に深刻な事件が生じている場合には、捜査中とはいえ、情報を共有してもらえることはあるか。実例はあったか。②それから、またアスリートというのはマイクロ・マネジメントが得意な人たちであるということなので、それでどうやって事件の端緒をつかむかっていうことも教えていただきたい。

Jonathan Harris: オーストラリアの慣行はどういうものかよく分からないが、イギリスの場合には考え方として、情報共有を是としたということであるので、ちょっとその辺に偏見がかかっていたかもしれない。もちろん、警察で情報を囲い込んでいて、外に出すことがない場合も、もちろん重々あり得る。

ロンドンにおいても、国際競技連盟が、ある日 やって来て、血液の検体とか、バイオロジカル・ パスポートを提供させることがあるかもしれないが、イギリスでは、そういったことは、実際行われなかった。

質問者D:オリンピック・パラリンピックのために政府としては、法改正はしないというスタンスだったという話だったが、政府がその法改正はしないと言った理由は何か。今後、イギリスの政府として、ドーピングに関する法律を作る見通しはあるのか。

Jonathan Harris: イギリスの政府としては、法 改正は全体からみてつり合いが取れないと考え た。すなわち、全体からみてドーピングを刑事犯 にする十分な根拠が分からないということであろ う。ドーピングに対する制裁は、スポーツ界によ って管理されれば十分と考えていたということだ ろう。

また、法律を改正する場合、国会を通さなくてはいけないので、時間がかかる。時には、4年ぐらいかかる場合もある。したがって、よほど大きな大義があって、もしくは緊急性のある理由がない限り、法律は作らないということなのだ。

パネルディスカッション 一スポーツ振興におけるソフト面のインフラの重要性一

1. パネルディスカッションのテーマ コーディネーター 早川吉尚(立教大学教授)

このパネルディスカッションでは、3点についてお聞きしたいと考えている。

1つ目は、最近のドーピング防止活動においては、尿のサンプルを単純に取る、いわゆるアナリティカル・アクティビティでは、限界があるという問題がある。それについての実感はどうか。

2つ目は、ノン・アナリティカルなやり方をすると、さまざまな機関に協力を仰がなくてはいけない。しかし、協力体制を作るのは、そう簡単なことではない。そこで、どのような法的インフラが必要だったのか、あるいは必要とされるのか。それは日本に適応できるのか。

3つ目は、今回、LOCOGの働きかけによって、

世界中から集まる競技者に対して、ボランティア の法律家集団が適切な助言を与える仕組みが形成 された。日本でも実現可能なのか。

2. パネリストのコメント

(1)秋山里奈 (ロンドンパラリンピック・競泳金メダリスト)

ドーピング検査の経験

ドーピング検査は、今まで7回受けている。1 年に1回ぐらいは必ず検査を受ける。世界新記録を出した時は、ほとんど、必ずと言っていいほど検査を受けた。一度だけ、国立スポーツ科学センター(JISS)で練習をしている際に、抜き打ちで検査を受けたことがある。海外での検査は、まだ受けたことがなく、ロンドンで金メダルを取った とき、ドーピング検査を受けるのかなと思ってい たが、実施はされなかった。

選手の立場から申し上げると、フェアにプレイをするためには、ドーピング検査は本当に必要なことだと思う。しかし、オリンピックに限らず、健常者のスポーツで実施されるドーピング検査を、そのまま障がい者スポーツに当てはめるというのは、結構難しい問題が絡んでいると個人的には思う。

私は、眼圧を下げるために1日2回、目薬を使う。その目薬にステロイドが含まれているものがあった。パラリンピックなどの国際大会に出る前には、必ず、自分が使用している薬について、水泳連盟に申告をして、禁止薬物が含まれているかどうか調べてもらって、助言をいただく。

私はアテネの時に、ステロイドの入った目薬を 使っていたが、それはTUE(治療目的使用にか かる除外措置)の申請をしても通らないものだっ たので、薬の使用をやめるという選択しかなかっ た。しかし、そうはいかない選手もたくさんいる。 パラリンピック選手は重い病気を抱えている場合 もあるので、生死にかかわる人もいる。その薬を やめてしまうと、病気の進行が早まってしまう場 合もある。もちろん、ドーピング検査は選手の義 務であり、自分がフェアにプレイしていることを 証明する機会であるので、しっかり実施していっ てもらいたい。しかし、障がい者と健常者とで、 形式的に一緒のドーピング検査をということを強 く推進してしまうと、深刻な問題が生じてしまう こともあるのではないかと、個人的な意見として 持っている。

(2)宍戸一樹氏(弁護士、弁護士法人 瓜生・糸賀 法律事務所)

イギリスのスポーツ仲裁機関での研修

ロンドンで半年間の研修においては、いわゆるスタジアムの建設などのハード面ではなく、法律などのソフト面について、関係者の方々がどのようにオリンピック・パラリンピックを支援していくのかを見させていただく機会があった。

私自身は、ドーピング仲裁も含めた広義のスポーツ仲裁の裏を支える書記官や事務官のような立

場として見させていただいた。例えば、プレミアリーグの選手が差別的な発言を行ったという事件において、公平な立場である仲裁人を指名・派遣することに携わった。

また、オリンピック・パラリンピックに関しては、競技者もしくは競技団体の側に立って、スポーツについて紛争が起きた時に、弁護士たちが、ボランティア・グループを立ち上げ、無料で相談に乗り、仲裁の代理人をする、という仕組みを作り上げる過程で、その運営規則の作成に携わった。

(3)山本真由美(公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構、企画・IR室シニア・マネージャー)

WADAでの経験

WADAでは標準・調和部に勤務し、常に、国際競技連盟とコンタクトを取っていた。最初、非常に苦労したのは、彼らに自らがスポーツの統治機関であるということやドーピング防止の出発点がどういうものであるかということを理解してもらうことです。これについては、例えば、国際自転車競技連盟など大きい連盟では、比較的状況はいいが、小さな競技連盟ではなかなか難しい。

秋山氏の話との関係で、障がい者と健常者の競技、あるいはパラリンピックとオリンピックの間での公平性について1点言及する。標準・調和といったときに何を意味するのか。これはドーピング防止、さらにはスポーツ全般において非常に重要な鍵となる。根底にあるのは、お互いに信頼し合ったうえで求められたことに応じるということであると思う。

やはり、ドーピング規則違反をした競技者は悪いやつだと感情的になるのではなく、実際に何が起きているかを、きちんと理解してもらうということが重要である。そして、認識と理解を深めていくことが私たちの活動において重要だと考える。

(4)David Casserly氏 (法廷弁護士 (アイルランド、イングランド及びウェールズ)、弁護士 (ニューヨーク州))

CASでの経験

私は、CASの代理人として、トリノ及び北京

オリンピック・パラリンピックや、またメルボルンの英連邦大会でも代理人を務めた。それからロンドンでも臨時仲裁部で代理人を務めた。

CASは、オリンピック・パラリンピックが開かれる度に、臨時仲裁部を設ける。そして、申立てがあると、24時間以内に迅速に仲裁をしなければならない。そこには12人ぐらいの仲裁人がいるので、申立てがあると、臨時仲裁部の部長が、電話で誰が担当できるか確認してくる。そして数時間かけて、審問が行われる前に文書のやり取りをし、次の朝までに仲裁判断が出る。これは、非常に迅速なプロセスである。

日本も2020年にオリンピック・パラリンピックを招致しているので、どのように準備をするか考えてみるといい。法律的な観点から言うと、もう日本は準備が整っていると思う。つまり、もうメカニズムは設定されているので、ホストとして必要なのは次の3点である。

まず、最初に司法の支援を得るということであ る。国際仲裁をサポートしてくれる仲裁人を揃え るということである。国によっては啓発が必要な 時もあるが、日本にはすばらしい高度な司法体制 があり、仲裁に好意的な仲裁人や判事がそろって いるので、その心配はないと思う。しかし、時々、 仲裁判断に対して競技者が不服を申し立てること がある。実際にシドニーでもあった。したがって、 CASはいろいろ異議を唱えられる先でもあるこ とをご理解いただきたいと思う。それから、伝統 になっていることだが、オリンピック・パラリン ピック期間中に地元の弁護士たちが無料サービス を提供する。ロンドンにおいても、一番いい仲裁 パネルを用意したと思っている。本当に優秀な弁 護士が無料サービスを提供してくれた。日本も優 秀な方がそろっているので、いい体制ができると 思う。ぜひ2020年に向けて、スポーツ法に詳しい 法律家を用意してください。

それから、次に必要な要素は、現実的な施設である。しっかりと審理が開けるような場を用意することである。JSAAであればきっといい場を提供してくれるであろうと思っている。

以上述べたことが、もう明日でも開催できるような体制に日本はなっていると思う。2020年にまた戻って来たいと思う。

2. 分析的なドーピング防止活動の限界

最近のドーピング防止活動の世界では、ドーピングのやり方が巧妙になっていて、尿のサンプルを単純に取るというような、いわゆるアナリティカル・アクティビティというものでは、もう限界があるという問題がある。

山本: Jonathanが基調講演で話したとおり、世界各地で、マイクロ・ドーピングが最も大きな焦点になっている。オーストラリアの例を取ってみると、統計的にはドーピング防止規則違反の60%がノン・アナリティカルな方法によるものだった。そのノン・アナリティカルな証拠というのは、ドーピング防止に関して1つの証拠になる。

今までも、必ずしも尿検査だけだったということではありません。ただ、ドーピング防止機関が、競技者のプロファイリング、それから採血するということも1つの手法になっていた。これはスポーツによって異なるが、それを中心的にやってきた。これは、人材、予算の限界もありますし、それから国によって状況が違いますが、現時点では、そういう状況にある。

Jonathan:ドーピング防止活動の歴史をひもとくと、検査手法に対して、競技者は次々と(当該検査手法では禁止物質が検出されないような)新たなドーピング手法を編み出す。それは、いたちごっこみたいなものなのだ。

早川: 宍戸先生は、日本の選手がドーピングで摘発される事案を扱い、Sport Resolutionsで扱ったすべての事案についてデータベースを作った経験から、最近の傾向についても、分析いただければと思う。

央戸:ドーピング違反を発見する例は、世界共通で、8つのパターンがあるといわれている。そのうち、一番有名なパターンが、尿検査で禁止物質が尿検体から検出されるというものである。それは、日本では、私がこれまで担当したものでも十数件あり、合計で50件以上あると思う。それに対して、今日話題になったノン・アナリティカル・ドーピングというものは、少なくともJADAの管

轄の中では出てきていない。

ロンドンでは今、ノン・アナリティカルな方法が、まだ始まったばかりだと聞いている。ただ、日本よりは当然進んでいるし、ロンドンオリンピック・パラリンピックのために数年前から、UKADでも、関係機関もしくは警察と、いわゆる覚書を締結して、そこから情報をもらって、結果的に、ドーピング違反を見つけたケースが、過去に数件はあるという話は聞いている。これからどんどん、ドーピングの行為類型っていうのが多様化して、より悪質なものが出てくるだろうというなかで、早く手を打ちたいということで動いていると理解している。

David:あまり悲観的に考えたくない。しかし、今後、前もってリソースをどこに傾注するのか考えておかないといけない。私がかかわった案件が2件ある。そのうちCASの件は、居場所情報を提供しなかったというものだ。もう1件は、事故的に陽性の結果が出てしまったと思われる事案で、結局ドーピングはシロと出たケースだった。

自転車レースの中では、常にドーピングが問題 視されている。今後、ドーピングは組織的に行わ れているのかもしれない。それを摘発するとか、 もしくはほう助する医師を見つけるという方向に いくのではないか。

本人を検査して、捕まえることもできるかもしれないが、その取り巻きにいるような人たちまで範囲を広げて、今後は摘発していかなければならないのではないか。若い競技者がドーピングに関わることがないような抑止力にならなければならない。

早川: JSAAでは、過去のドーピング事案について、世界的にどのような判断が出ているのかという調査・研究もやっている。それらの最新の事案を見ていると、医師が、ばれないように禁止物質を打つというものも存在する。

さらに、反社会的勢力とつながっている場合も ある。それがまさに警察まで絡めないと実効的な 解決ができないというところにつながってくる。 Jonathanが、ロンドンオリンピック・パラリンピ ックにおいては、警察とLOCOGとは、情報共有 はなかったと述べた。では、他方で、国境当局と 情報共有することはあったか。

Jonathan:ロンドンオリンピック・パラリンピック中に例はありました。飛行機にあるチームが乗っていて、同じ国籍の人も同乗していた。バッグを見ていたら、その同乗していた人が、注射容器やガラス瓶もあったということでちょっとあやしいという情報が国境当局から入った。税関は、別に競技者自身には問題がないからいいのではないかと思った。でも、その人だけは拘束して、もっと密に調べようということになった。

この情報は直接われわれに入ってきた。本当は、 UKADの正式のルートを通すべきだったが、そ うではなかった。情報が入ったあと6時間後、こ のチームだけに標的を絞って、検査しようという ことになった。

トレーニング・キャンプに行っているようだということだったので、われわれもチームを動員して次の日に検査することができた。そして、また6時間後に国境当局のほうから、もう1回連絡が入って、この女性は全然チームとは関係のない人だとわかった。注射器とかを持っていたし、ガラス瓶には液体が入っていたけれども、この液体というのは、単にその香水のようないい匂いのついた液体だったということが分かった。

ということで、国境当局のほうは、最初は心配したけれども、全部ちゃんと調べたところ、単に、香料の入った液体であって、EPO(エリスロポエチン)ではなかったということは分かった。

早川: そういうものの積み重ねによって、たぶん、最も危険な例というのが、摘発できるということになるのだと思う。

さて、秋山さんにお伺いしたい。実は、今、競技者側が、血液を入れ替えたりとか、あるいはさまざまな器具を使ってとかという、すごいレベルにまで行っている。そういう話を聞いて、競技者としてどう感じるか。

秋山:バジルドンというところで合宿をしている時に、今回のロンドンオリンピックでは本当に、すごい数のドーピング検査を実施したので、たぶ

んパラリンピックの時も、参加選手全員とまではいかなくても、たぶんそれに近い数のドーピング検査が実施されるのではないかみたいなことを聞いた。

その検査方法も今までのような、検尿じゃなくて、血液検査がたぶんされるのではないかと聞いた。そのとき、今までよりずっとテクニックが巧妙化しているのだなと感じていた。

早川:ドーピング検査では、ちゃんとドーピング・コントロール・オフィサーが尿の出ているところを見なければいけないというルールになっている。これは女性でも同じだ。もちろん、女性には女性のオフィサーがつく。これは屈辱的なので人権問題だというような、弁護士の方もいらっしゃる。血を採られるほうが、まだマシだという人もいる。その辺はどうか。

秋山:確かに、何回受けても、検尿というのは慣れないもので、やっぱり見られているとすごい緊張しますし、恥ずかしいという気持ちはあります。私は、やっぱり自分が不正を働いていないっていうことを証明するための検査なので、別にそれは構わない。なので、血液採取にしても、尿採取にしても、方法が人権侵害というのは感じたことはない。

もちろん、ドーピングしてまでいい結果を出したいというのは思ったことはない。その反面、やっぱり勝負の世界がどんどん厳しくなっているので、もし血液ドーピングとか、検尿だけではばれないというのが分かっている場合は、誘惑に駆られてやってしまおうかなって思う気持ちも分からなくはない。自分は別にして。

3. 協力体制をどう築くか

ノン・アナリティカルなやり方をするとなると、さまざまな機関に協力を仰がなくてはならない。しかし、協力体制を作るのは、そう簡単なことではないので、そのためにどのような法的なインフラが必要だったのか、あるいは必要とされるのか。それは日本に適応できるのか。

早川:ロンドンオリンピック・パラリンピックで

は非常に取り締まりが行われて、そのためには各機関(警察、厚生労働省、UKAD、LOCOG、税関)が、協力し合ったということですけれども、協力関係というのは、スムーズに行ったのでしょうか。われわれ、日本の目から想像すると、そんなに簡単にはいかないだろうと思ってしまうのですが。

Jonathan:協力は非常にスムーズに行ったと思っている。というのは、警察、官庁、内務省など、みんなオリンピックをサポートするようにというふうに言われていましたので、喜んで私にはいつも会ってくれましたし、やることはなんでもやりますよというふうに協力的だった。彼らが言っていたのは、オリンピックをサポートするんだと。そして、オリンピックの期間中ということで、ドーピングはもっと強く取り締まるんだっていう気概を持っていた。

もちろん、政府としては法律改正はやりたくなかった。法律はこのままにするっていうふうに言っていた。結局、このメカニズムはオリンピックだけのためということだ。つまり、公共の利益を考えるということで、不正法、詐欺法を使うということになった。でも、これは期間限定で、オリンピック・パラリンピックだけのために使うということになっていた。

つまり、オリンピック以外(ラグビーW杯、英連邦大会)だと、公共の利益はそんなに大きく絡んでいないので、詐欺法をそれほど運用しなくてもいいのではないかと。一応期間限定で、永遠にはしないということを言っていた。ロンドンオリンピック・パラリンピックがなければ、ここまでいかなかったということだ。

早川:協力関係のニーズについて、山本さんのほうから、WADAあるいはJADAの視点から見て、いかがでしょうか。

山本:オリンピックやパラリンピックの話だけになりますけれども、そこで非常に大きな、前進があったと思う。いいきっかけになったということは非常に理解できる。必ずしもスポーツの機関ではないところとの協力関係についてですが、非常におもしろい点としては、教育機関、そして当局

が非常に協力的であったということだ。ですから、 分析的・非分析的というところのみならず、私が 見聞きしたところによると、小学校でも文化的な 協力プログラムをやるということでいろいろ授業 があったそうである。

この協力という観点ではオリンピック、パラリンピックがなければ協力がなかったような機関の間でも協力があったということだ。中学校、そして大学レベルでも協力があったということが、非常に重要な点だと思う。そして、これはこのオリンピックのあとも継続できるものだと思う。

早川:そうすると、日本も、東京オリンピック・パラリンピックが来れば、当然もう目の前の問題としてやらなければならなくなる。そうすると、法律を変えない今現在のやり方で、実際に例えば情報のシェアですとか、あるいは、捜索のようなものをできるのかどうかという話について、日本の法律家の立場から、宍戸先生、いかがでしょうか。

央戸: イギリスの機関、日本と同じように警察がいて、厚生労働省がいて、税関がいて、あと入国管理局がいてという、そういう仕組みというのは、日本もまったく同じように見える。そう考えると、単に覚書によって情報を融通し合えばいいじゃないかというふうに、私も、イギリスにいたときは思っていた。しかし、よくよく考えると、やはり、省庁が違うという以外にも、それぞれの役所とか、警察というのは、法律の範囲でしか物事を決められないし、人の家に家宅捜索なんかもできない。

それをスポーツの法律の目的のためにやるということで、いろんな権限を、省庁とか機関をまたいでやろうという仕組みを、それぞれの役所の合意だけで決めるというのは、やはり厳しいのではないかな、何かしらそれをバックアップするような法律とかがなければいけないのではないかな、と感覚としては持っている。でも、オリンピック・パラリンピックが決まれば、そんなこと関係ないとなるのかもしれませんが、その辺は法律家の意見としては、どうも固く考えざるを得ないのかなと思う。

早川: もちろんイギリスだって、法律の権限の範囲でしか各官庁は動けない。そこで、警察は、じゃあどうして動けるのかというと、結局さまざまな法律の中に、部分的に刑事罰を科している規定があって、その規定のどこかに引っかかる可能性があれば、警察は動けるし、情報を取れるし、それを交換できると。そういう作りになっているのではないか。

そうすると問題は、日本にもいろんな法律があって、部分的に刑事罰を持っている。その刑事法を、本来持っている目的を超えて、スポーツ・ドーピングのために拡大解釈できるかというと、日本は憲法31条の罪刑法定主義から、なかなか刑事規定における解釈の拡大は難しいというふうに伝統的に考えられていて、イギリスのやり方がそう簡単に日本で踏襲できるかといえば、ちょっとどうかなと思う。

ただ、強制捜査に入るという話と情報を相互に 交換するという話は、レベルが違う。強制捜査に 入るというと、刑事の規定にどこかにきっちり当 てはまらないと困る。けれども、情報をお互いに 融通し合うというのは、MOU(了解覚書)の範 囲で、ある程度その融通を利かせてやれる。現実 にはできるんじゃないかというのは、イギリスで もレベルは違わせているみたいなので、1つのヒ ントになるかなと思う。

Jonathan: 2020年までにはまだまだ時間的な余裕があるわけです。私がLOCOGに入って、この任についたとき、もう本当に時間が残ってなかった。まだ討議もされていなかった。政府も、UKスポーツ、UKADに対して、全然法律変えるつもりないからとかいうことを最初に言っていた。最初から、情報共有だけやりなさいというふうに言われた。

ということで、オリンピック法を見たんです。 主催地に決まれば、法律を通して、オリンピック の権利とかを定めた法律を作らなければならない ということになっている。そこで、その法律の中 に改正条項を入れられないかなと思った。情報共 有ですとか、また、家宅捜索を期間限定で認めて もらえるようなことを。 David:オリンピック法についてコメントしたい。 政治的なサポートが必要ということなのだ。ロシ アのオリンピック法を整備している法律家たちに 話を聞いたんですけれども、すぐに法律設定でき ると最初は言っていた。でも、ロシアのほうも国 会を通すのが大変だった。開催地に決まるまでは みんないいことを言うわけですが、いったん決ま ってしまうと結構手続きが難しいということで、 オリンピック法を国内で通すのに、ロシアも手こ ずったということを申し上げたい。

それから協力の話。警察とかと一緒に、情報を 収集しなければいけないということで現実的な観 点から協力しなければならない。実際に協力が始 まって、司法との協力が始まった、その後のこと もぜひ考えていただければと思う。

少なくとも、警察に情報があると。そして、現在ヨーロッパにおいては、その集まった情報をどうするかということについては、整合性のあるやり方がない。クリケットのほうでは、もう警察がどんどん先に行ってしまった。そして、予備的な手続きが同時並行で進んでいた。ただ、懲戒処分を取るのは、とりあえず中断した。というのは、刑事捜査が完了するまで待とうということになったからだ。ところが実は刑事手続きが終わる前に懲罰処分が取られた国もあった。国の間で整合性がとれていないのだ。

ジョン・テリー、アントン・ファーディナンド・ケースをご存じでしょうか。それも1つだった。刑事事件だったんですが、FA(Football Association)のほうは、もちろん、自分で懲戒処分もすることもできたが、それを中断した。刑事訴追が終わるまで待った。そうしたら、どうして決定を出すのが遅れたんだっていうことで、大批判を浴びた。

ですから、日本が今後お考えになるのであったら、例えば、ドーピングの犯罪化について考えるのであれば、ぜひ世界のリーダーになっていただきたい。そして、積極的に、情報が明るみに出たら、全世界と共有してほしいと思う。今は、世界中で誰がその情報を使えるのか、扱いがバラバラだ。ローカルのスポーツ機関なのか。また、刑事裁判所も、スポーツ機関も時を同じくして同じ情報にアクセスできるのか。いろんな問題が残って

いる。平仄が取れていない。ヨーロッパの中でも やり方がバラバラなのだ。ぜひ、考えてください。 国家機関と国家のスポーツ機関との間です。

早川:実は各国によっていろいろ違って、それは 各国それぞれ事情がある。ですので、そこのとこ ろが、日本で今後、何かの制度を構築していく中 で、どういうふうにデザインしていくかというの は、非常に重要なポイントになるのではないかな と思う。

4. ロンドンオリンピック・パラリンピックにお けるプロボノ・サービス

オリンピック・パラリンピックを開くとなると、世界中から集まる競技者に対して適切な助言を与えるような仕組みというのがあると望ましい。ロンドンオリンピック・パラリンピックでは、LOCOGの働きかけによって、ボランティアの法律家組織というのが、形成された。それはどういうもので、日本でも実現可能なのか。

早川:実はロンドンオリンピック・パラリンピックで非常に興味深い現象として、法律家の方々が競技者のためにいろんな相談を、しかも無料でやってくれるということが行われた。

まず、競技者というのは、そのドーピング防止の手続との関係で、どういう不安を持っていて、もし、こういう制度があったら利用するかということについては、どのようにお考えかということを、競技者としての秋山さんにお聞かせいただきたい。

秋山:競技者としては、そういう機関があるとすごく心強いなとは思う。例えば、自分が適当に飲み物を飲んだらいけないよとかというのは、いろいろ教育はされている。それでも、例えば屋台でなんか食べちゃったとか、そういう場合に大丈夫なのかなというケースがあったとすると、本当に不安は尽きませんし、その不安を抱えて競技に参加したとしても、ベスト・パフォーマンスというのは絶対できないと思う。そういう意味では、相談できる専門家の人が、身近でサポートしてくれ

ているっていう環境があると、選手としてはすご く心強いなとは思う。いくら法学を学んだ者であ っても、専門的な知識には欠けますので、自分も、 ぜひお世話になりたい。

早川:まず、どういうことがロンドンで行われた のかについて教えていただけますでしょうか。

央戸:ロンドンでのプロボノ・サービスということなのですが、人数としてはだいたい60人ぐらいのスポーツに関する弁護士の方々が関与していた。

サービスとして、相談サービスと代理サービスというようなものがある。相談というのは、スポーツに関する6つぐらいの法律分野について、競技者、国際連盟(IF)の方々など選手村に入れる方であれば、誰でもその6つの分野については相談を受けられる。また、実際に、仲裁手続のときに代理してくれる、代理サービスも提供していた。

パラリンピックで、一番予想されたものとしては、クラシフィケーションという問題がある。いろいろな障害を抱えられている方について、その視力、見える度合いによって出れる種目、そのランクが決定されるというものだ。その決定を争うというのが意外と多いという話だった。オリンピック、パラリンピック期間中、24時間ずっとローテーションで回したというのがサービスの内容である。

早川: 秋山さん、今みたいなクラシフィケーションについても実は結構難しい問題が頻繁に起きているのでしょうか。

秋山:そうですね。ロンドンパラリンピックの水 泳チームでも、クラスが変わってしまった人を2 人ぐらい知っているので、そういう問題も数多く あるだろうなとは思う。

もしかしたら、弁護士さんに相談してうまくア ピールしてもらえれば、変えられたけど、他方 で、実はそんなことはないんだと言えるかもしれ ない。 David:1つ覚えているのは、大麻で陽性の結果が出た人がいた。同じくもう1人が、陽性反応が出ていた。そして、一方は、シーズン外で、名前は開示されなかったが、2カ月資格を停止された。もう一方のほうは、もう2年ぐらい出場停止になってしまって、名前が出てしまった。同じことだったのに、どうしてこんなに扱いが違ったのか。それは弁護士がついたか、つかなかったかの違いだ。ですから、無料サービスは非常に重要だなと思う。

でも、オリンピック・パラリンピックが終わったあと、ちょっと複雑な気持ちになっている。2つの事例に携わって、もしかしたら限度があるかなとも思っている。一件について、審問に行って、弁護士側として15人ぐらいの人が審問室にいた。本当は、弁護士の数は3名までと決まっている。しかしながら、その各当事者がそれぞれプロボノ・リストから数人ずつ弁護士を入れてきてしまった。弁護士もちょっと初めてだから入ってみたいといったようなことで、積もり積もって15人ぐらいがいてしまって、同じような内容の申請をみんなが重複して出したという形になった。

ですから、本来は合理化されて、CASで即決審理されなければならなかったのに、ふたを開けてみたら、すごく厄介でスローなプロセスになってしまった。アクセスを制限せよとは言いませんけど、やっぱり関係者は人数を絞るというのがいいと思う。そうでないと、無料だからということで、どんどんみんなが勝手に人を呼んできてしまって、弁護士を増やしてしまうということになりかねない。これは、1つの反省です。

それから、もう一つの反省事項というのは、ある国内オリンピック委員会がボクシングに関連する事例があるからといって私に相談に来た。コモン・ローでは、ソリシターとバリスターと両方いて、ソリシターは私が雇ってきた。そして、ソリシターのほうは、クライアントに対して絶対これは争うようにと言った。そして、自分はプロボノをやっていて、事件にしたほうがいいということを言った。

私としては、これは立件が難しいからやらない ほうがいいと言った。でも、ソリシターはオリン ピックだから、ぜひ、自分の名前を報道してもら いたいということで、プロボノでやるから、どうぞケースにしてくださいということでやった。

最終的には、私のほうが、やめたらと言った。 プロボノが全部いけないとは言いませんけれど も、ちょっと悪乗りする場合もあるので、ちょっ と厳格なルールを作ったほうがいいなと思った。

プロボノ・リストに載っている弁護士の名簿を 見ると、かなりいい人が載っていた。でも、時に よっては、名前を見るとちょっと感心しない人も 載っている場合がある。オリンピックはそうでは なかったけれども。つまり、この分野について素 人で、もうちょっと知見を高めたいからプロボノ に自分の名前を入れようといった人も時々ある。 スポーツ法は初めてだけども、いい機会だから入 れてみようといったような人もいた。だから、プロボノ・サービス自体は、意義があると思うけれ ども、やり方はもうちょっと気を付けたほうがいいかなと思う。

質疑応答

質問者A:私ども、トライアスロン競技なんですが、トップレベルの大会でもレース中にですね、ぜんそくの薬を、TUE(治療目的使用に係る除外措置)の許可を事前に取っておきながら、レース中に使うケースがたまに見かけられる。現状ではルール上許可されているんでしょうけど、やはり一般的な見方からすれば、前後はいいにしてもですね、レース中はやはり禁止すべきじゃないかと。最終的にはWADAが決めることかと思いますが、ぜひ、この辺りを皆さん方で検討してWADAのほうにまで伝えられたら、ありがたいなというふうに考えております。

山本:今、すべての国際基準に関するレビューを していて、次の2015年から、たぶん6、7年くら い同じ国際基準で動くというコンサルテーション をしている。そちらのほうにぜひ意見を述べてい ただきたい。そこで採用されなければ、それは国 際的な共通理解という形になると思う。

早川:途中の使用が、どういう目的でやっているのかにもよる。けれども、もしも、よこしまな理由で使っているとすると、結局、そういうことをやるから厳しくしなければならなくなる。そうすると、先ほど言ったような、私は、目薬がないと本当に困るんだけどというところにつながっていく。このバランスはすごく難しいけど、悪しき利用法みたいなものをつぶしていかないと駄目だというのは当然あると思う。

David:テニスの選手でも、ぜんそく気味の人がいる。そこで、ぜんそく気味だけれども、インヘラー(※吸入薬)はコートで使ったらいけないということになっちゃうとすると、それはちょっとまずいなというふうに思う。この問題というのは、長きに渡ってペンディングになっている。今回、またコードがレビューされているので、うまく解決策が見つかることを願っている。

質問者B:ドーピング防止に関して、必要なその法改正をせよという、一定の圧力が、おそらくIOC、あるいはWADAから、このオリンピック・パラリンピックを招致しようとする国に、一定の圧力といいますか、そういう要請があるかのように聞いている。日本は別としても、マドリッド、イスタンブールで、そういう要請に対して、何か具体的な対応がなされているのかどうかをお聞きしたい。

確か、この問題について、法改正が必要だというようなことを言ったのは、IOCのジャック・ロゲさんが、イタリアの状況を聞いて、やはりそれは必要だというふうなことを何かでコメントされてから、IOCが非常にそのことについて強い関心を持ち始めたと聞いている。それは、ロンドンオリンピック・パラリンピックが決まった後だったので、ロンドンはおそらくそれほど強い圧力を受けなかったから法改正をせずに各省庁間の協力ということで終わったのかもしれません。今の状況は、かなり変わって来ていて、おそらく招致する国はかなり強く意識しなければならない状況にな

っているのではないかと思う。

Jonathan:まず第一に、WADAがルールを作るわけでない。これに関心を持っているのは、IOCだけだ。確か2000年末のコペンハーゲンの会合のときに、非分析的な活動というのが、今後は、立候補国にとっての要件の一部になるかもしれないと言った。可能性があると言っただけであって、断言したわけではない。ちょっと複雑で、だからこそ微妙な問題になっている。

でも、私はいつも関心を持っていた。もし、IOC自体が、私に対してはっきりとこれをやりなさいって立候補国に言っているんですよということがあれば、私は、IOCが断言していますからということをイギリス政府に言うことができたわけだ。でも、IOCははっきり言っていない。もうすでに選定の作業は決まっていて、もうルールはすでにできている。ですから、私の観点から述べると、IOCが今の段階に至って、中盤に差しかかって、選定のルールを変えるのはちょっとひどいんじゃないかなと思う。

山本:今、2つのご質問があったと思う。1つは 候補地にあらかじめ法制度を備えるべきだと考え るのか、あるいはそういうプレッシャーを感じる かどうか。日本については、もし、アンチ・ドー ピングの法制度があるかと聞かれれば、そのもの はない。けれども、昨年制定されたスポーツ基本 法がある。その27条(アンチ・ドーピングに関連 する条項)の中にJADAができる活動が定義され ている。ですから、解釈の問題だと思う。必ずし も情報利用に関して、法律はありません。しかし、 そういう基本法には制定されていますから、これ をどう解釈するかというところになってくると思 う。

その他の開催候補地については、トルコ、スペインは、ドーピング防止に関する法制度を、事実として持っていたと思う。しかし、スペインとトルコは、過去の経験から言いますと、あまり規程を遵守していませんでした。ですから、ドーピング防止に関する体制に従っていなかったと思う。そして、実際にそこで実行されているプログラムにも問題点がある。ですから、国によってドーピ

ング防止活動の発展状態は異なる。

候補地は実際に候補に名乗る前に、法整備について情報提供することを求められる。そして、法制度があるのか、そして、ユネスコの条約に署名しているかどうかといったことをあらかじめ聞かれる。ですから、これ自体がプレッシャーになる。2016年もそうだった。

何か、マドリッドとか、イスタンブールの情報 が入ったらお知らせします。

質問者C:ソウルオリンピックで、ベン・ジョンソンがカール・ルイスを抜いた試合、ゲームっていうのはすばらしかったと思う。それからマラドーナもすごかった。アームストロングも7連覇したっていうのはすごいことだと思う。この人たちは人間のクズで、尊敬してはいけない人なんですか? それを皆さんに聞きたいと。

秋山: 尊敬をしてはいけないわけではないですけ ど、ドーピングをして得た記録っていうのは、や っぱり記録として残すべきではないと思う。私は、 選手としてはすべきことではなかったとは思う。

山本:もちろん、彼らはスポーツのルールに則らなければならない。今、陸上では、1回フライング・スタートするとアウトですよね。そういうルールがスポーツの中であるなかで、ドーピング防止のルールは、1つのスポーツで特異なルールじゃなくて、すべてに渡って及ぶルールであると思う。その一番基盤のところが破られるということは、そのスポーツの価値とか、スポーツの精神とか、みんなが生活のレベルで持っている価値観っていうものが崩れてしまうというところがあると思う。100メートルをたとえ速く走って7連覇しても、たとえいくらフランスのすごいアルプスの坂を登って降ったとしても。

早川:ファンの中には信じたくないし、やっぱりアームストロングはわれわれの中のアイドルでいてほしいんだという意見があるのは確かだと思う。それは、われわれも、そういうふうに人々が考えるということは忘れてはいけないとは思う。他方で、どうしてアンチ・ドーピングなのかとい

うと、いくつか説明があるが、1つは、健康を害して早く死んでしまうような方がいると。ただ、それは、自分はそれでいいと思っていればいいじゃないかという反論をされる。もう一つは、ルールを守らないで、みんなやっていた、ということがあると、やっぱ人気がガタ落ちになる。

ツールド・フランスも、非常に人気が落ちてしまって、あるいは、注射器の格好をした人がみんなでデモをしたりとか、ということがあったりして、スポーツ自体の、人気とか、価値とか、努力をしたら報われるというところが、もしかしたら…となってくる。

David:スポーツの弁護士である前に、私はスポーツファンだ。スポーツのファンだからこそ、弁護士もやっている。若いときに、自転車競技が熱狂的なくらい大好きだった。でも、少しずつ嫌いになった。それは、とても皮肉に思うようになったから。

約5年前に、フロイド・ランディスという人が ツールド・フランスで優勝した。私は、CASで 働いていたんですが、みんながキッチンにいて、 この場面をテレビで見ていてすごいなというふう に思った。あれを見て、私の皮肉めいた気持ちは すっ飛んでしまったということと、スポーツはや っぱりすばらしいんだなと思った。

でも、3週間たったら、この人もドーピングしていたっていうことが分かってしまった。もうこれ以来ずっと自転車競技は見てません。ショックが大きかったから。フロイド・ランディス、やっぱり尊敬すべきだというふうに思うでしょうか?

質問者C:個人個人の問題だと思う。オリンピックのプロ化ですね、プロで興行的になると、やはりお客を集めなくちゃいけない。依然としてファンはたくさんいる。この人が好きだという人が。アームストロングであり、マラドーナであり、ベン・ジョンソンだと思う。そういうファンを無視するわけにいかない時代だ。フェアプレーというものが、だんだん忘れられてくると、それは、オリンピックにとって自ら招いた災いでもある。

このドーピングの問題も基本的にはフェアプレーだと思う。フェアプレーというのが、忘れられて来つつあるということは、私はちょっと長い間スポーツライターをやっていて、気になっている。

早川 ありがとうございました。時間になりましたので、これで本日のパネルディスカッションを終了したいと思います。